

御代田町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 御代田町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

経営戦略策定の背景

下水道は、環境衛生の向上、水域の保全のために欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。当町の農業集落排水事業は、草越区、広戸区を汚水処理区域として、平成4(1992)年度から事業着手して以降、下水道管渠を延伸し、汚水処理区域を拡大してきました。また、汚水の最終的な流入先である終末処理場(農業集落排水処理場)は、平成5(1993)年度に工事着手し、平成9(1997)年12月から供用開始となりました。その後も逐次整備を進め、平成11年(1999)年3月をもって整備事業が完了しました。

平成27(2015)年度末の農業集落排水の普及率は100%、水洗化率は95%に達しており、下水道接続もほぼ完了しており、今後は維持管理や改築更新に重点を置いた経営の時代に入っています。

下水道事業は、地方財政法で適正な経費負担に基づく独立採算の原則が定められており、平成26(2014)年8月には、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」の策定を行い、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを要請されました。

経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、計画項目として、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画(投資計画)と、財政の見通しを試算した計画(財源試算)を、投資以外の経費も含めた上で収支と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画を策定することとされています。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (19年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法非適用企業
処理区域内人口密度	31人/ha (平成28年3月末時点)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1 (草越・広戸処理区)		
処 理 場 数	1 (草越広戸地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	・処理場で発生する脱水汚泥を、北佐久地区の市町村によって設立された浅麓環境施設組合(浅麓汚泥再生センター)に搬送のうえ、堆肥化を実施し、汚泥処理に関して事業の広域化を実施済。		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="4">排水施設使用料表 (消費税抜)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">料金(1月につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>汚水の量</th> <th>金額</th> <th>汚水の量</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>10m³まで</td> <td>2,000円</td> <td>10m³を超える分 1m³につき</td> <td>200円</td> </tr> </table>				排水施設使用料表 (消費税抜)				料金(1月につき)				基本料金		超過料金		汚水の量	金額	汚水の量	金額	10m ³ まで	2,000円	10m ³ を超える分 1m ³ につき	200円
排水施設使用料表 (消費税抜)																								
料金(1月につき)																								
基本料金		超過料金																						
汚水の量	金額	汚水の量	金額																					
10m ³ まで	2,000円	10m ³ を超える分 1m ³ につき	200円																					
業務用使用料体系の概要・考え方	業務用使用料体系なし																							
その他の使用料体系の概要・考え方	なし																							
条例上の使用料(20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度 2,376 円(税込)	実質的な使用料*(20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度 4,381 円(税込)																					
	平成27年度 2,376 円(税込)		平成27年度 4,488 円(税込)																					
	平成28年度 2,376 円(税込)		平成28年度 4,591 円(税込)																					

* 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの

③ 組織

職員数	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">組織図</th> </tr> <tr> <th colspan="2">建設水道課長</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1名 ※</td> </tr> <tr> <td>上下水道工務係 係長</td> <td>上下水道管理係 係長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1名 ※</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>維持管理・工事 係員</td> <td>料金・負担金賦課徴収 係員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正規職員2名</td> <td style="text-align: center;">正規職員2名 臨時職員2名</td> </tr> </table>		組織図		建設水道課長		1名 ※		上下水道工務係 係長	上下水道管理係 係長	1名 ※	1名	維持管理・工事 係員	料金・負担金賦課徴収 係員	正規職員2名	正規職員2名 臨時職員2名
組織図																
建設水道課長																
1名 ※																
上下水道工務係 係長	上下水道管理係 係長															
1名 ※	1名															
維持管理・工事 係員	料金・負担金賦課徴収 係員															
正規職員2名	正規職員2名 臨時職員2名															
事業運営組織	<p>※ 課長が係長兼務 職員数 計8名</p>															

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理場及びマンホールポンプ2ヵ所の維持管理業務委託 ・農業集落排水処理場汚泥搬送業務委託
	イ 指定管理者制度	実施状況なし
	ウ PPP・PFI	実施状況なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	処理場の脱水汚泥を搬出し、浅麓環境施設組合(汚泥再生処理センター)にて肥料化。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	実施状況なし

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 別紙参照

平成26(2014)年度決算「経営比較分析表」を別紙のとおり添付しています。経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる分析表のことで、総務省自治財務局において作成されたものです。

2. 経営の基本方針

当町の農業集落排水事業では、料金収入で賄い切れない支出に対し、一般会計からの繰入金により財源確保していますが、今後も人口減少や、少子高齢化の進行、生活様式の変化、省資源化、経済成長の鈍化など社会状況の変化により、農業集落排水の使用料収入が減少傾向に転じる可能性があります。このような収入の確保が難しい状況の中、安定した農業集落排水事業の経営を進めるため、収支のバランスについて、常に留意していく必要があります。

当町の農業集落排水事業は、平成9(1997)年から供用開始となっているため、初期に整備した管路は現在19年程経過しております。管路の標準耐用年数は50年とされており、本経営戦略の計画期間の10年間では、改築更新時期には達しませんが、今後20年～30年後には老朽化対策のため、多額の改築更新費用が必要になることが推定されます。また、汚水処理の根幹施設である終末処理場(草越広戸地区農業集落排水処理施設)においては、汚水処理に係る設備の耐用年数が短いため、管路よりも早いサイクルで改築更新をする必要がありますが、現時点では日常の維持管理業務の中で故障の予防保全を行いながら、必要箇所の修繕等を行い、施設の延命化を図るところです。今後は、公共、農集に限らず、下水道施設全体で改築更新を行うことで、下水道事業の経営状況は一段と厳しくなることが予想されます。そのため、持続可能な農業集落排水事業の実現に向け、戦略の計画期間(平成28年度～37年度)においては、将来的な改築更新時期の到来前に、既存施設のストックの把握と、計画的かつ効率的な改築更新の推進、予防保全的な維持管理業務による施設の延命化を図りながら、利用者に対して「安定した農業集落排水サービスを持続的に提供する」ことを経営の基本方針とします。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項
農業集落排水事業は、平成10年に管路の整備事業が完了しており、普及率は100%の状況です。ここ数年は処理区域内の新築等による下水道接続はなく、区域内の人口減少が続いている状況です。そのため、経営戦略の計画期間の10年間で大きな建設投資は見込んでおりません。現状の維持管理業務を実施しながら、安定した汚水処理を継続するため、維持管理業務の中で、優先順位の高い箇所を把握のうえ、必要最小限度での修繕費用を見込んでいます。

○管渠、処理場等の建設・更新、投資の平準化に関する事項
管路は布設から約20年経過しておりますが、管路の標準耐用年数が50年であることから、経営戦略の計画期間の10年間では、更新費用を見込んでおりません。また、終末処理場(草越広戸地区農業集落排水処理施設)については、機械、電気等設備等耐用年数を迎えているものもありますが、現状では維持管理業務の中で、要修繕箇所、優先順位の高い箇所を洗い出したうえで、計画的な修繕を行っており、機器類の改築更新の計画等の策定は現在のところありません。予防保全的な維持管理に努め既存施設の延命化を図っています。

② 収支計画のうち財源についての説明

○使用料収入
公営企業の料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならない」とされています。現在、農業集落排水事業においては、事業計画区域内での本管整備は完了しており、普及率も100%となっています。しかし、過去5年間で区域内の人口は減少し、新規の下水道接続も無いため、料金賦課の対象となる有収水量、料金収入共に年々減少している状況です。
今後使用料収入が減少傾向で推移していても、現状の維持管理経費、元利償還金支出は毎年継続的に発生するため、これら支出を賄うためには一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況です。

○企業債
農業集落排水事業は、本管整備事業が完了しており、新規の建設予定もないため、今後10年間の企業債の借入は見込んでおりません。

○一般会計からの繰入金
一般会計からの繰入金には、毎年度、総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰入金について」に定める基準に基づく繰入金と、それ以外の基準に基づかない繰入金があります。下水道事業において、雨水処理に要する費用等は、一般会計が負担する経費として基準内繰入金とされており、基準外繰入金は、それ以外の収支不足の補てん等に充てるため、地方公共団体独自の政策判断による繰入金です。なお、平成18(2006)年度に基準内繰入れとして「分流式下水道等に要する経費」が新設され、基準内繰入金の範囲が拡大されましたが、当該繰入金は、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難な経費に対するものであり、本来は、使用料で賄うべき経費とも考えられます。しかしながら、農業集落排水事業において、汚水処理施設で大きな修繕を行った場合、基準内の繰入金では賄いきれない状況であるため、基準外繰入をせざるを得ない状況も発生しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○計画的な投資と長寿命化
 当町の農業集落排水事業において、管路は布設から古いもので約20年程であるため耐用年数を迎えてはおりません。そのため、当面は汚水処理施設の機能保全、長寿命化を行う必要があるため、長期的な長期計画を盛り込んだ機能保全等計画を策定し、現状の汚水処理を継続できるよう取り組んでいきます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>現時点で、農業集落排水事業の広域化等についての取組はありません。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>計画期間の今後10年間で新規の建設投資の予定はありませんが、維持管理業務における汚水処理施設の修繕については、単年度で大きな修繕(故障)が発生しないよう、日常点検での早期の修繕対応と、長期計画に基づく修繕を実施していくことで、投資の平準化を行うとともに、施設の延命化を図り、安定した汚水処理を継続できるよう取り組む必要があります。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>現在、処理場の維持管理業務を民間へ委託している状況ですが、下水道料金の賦課徴収業務に関しても民間活用できる余地はないか、近年検討を続けています。</p>
<p>その他の取組</p>	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	支出の大きなウエイトを占める元利償還金の状況を踏まえながら、維持管理経費の縮減に努め、今後も安定した収入が確保できるよう、使用料の設定については定期的に検討を行う必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	現時点での取組内容はありません。
その他の取組	農業集落排水事業における修繕費用については、草越区、広戸区の住民で構成される、草越広戸地区農業集落排水組合から、各年度で実施した修繕費用の7%分を分担金として支出して頂き、修繕の財源に充てています。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道料金の賦課徴収業務に関して民間委託の検討を続けておりますが現状とのコスト比較等で結論には至っておらず、継続的に検討を続けます。近隣市町村と広域的な民間委託を推進すべく、協同事業及び勉強会等で検討を続けていきます。
職員給与費に関する事項	農業集落排水事業特別会計からの職員給与費の支出はありません。
動力費に関する事項	現時点で動力費に関する検討状況はありません。
薬品費に関する事項	現時点で薬品費に関する検討状況はありません。
修繕費に関する事項	予防保全的な維持管理業務を日常的に行うことで、設備、機械の不具合の早期発見による修繕費の縮減と、施設の延命化による更新費用の縮減とを同時に実現できるよう取り組んで参ります。
委託費に関する事項	現時点で委託費に関する検討事項はありません。
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	今後、本計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間の中間時である平成33(2021)年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績の乖離が著しい場合、又は計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、本計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。 見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、計画策定(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action)の4つを踏まえたPDCAサイクルを活用し、実績との乖離が大きい場合は、事業全体の実施方針について改めて検討します。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	26年度	27年度	28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
		(決算)	(決算)	(決算見込)											
収益的 収 入	1	総 収 益 (A)	26,038	32,001	29,567	30,064	29,627	30,477	29,577	29,577	29,576	28,791	27,316	24,354	
	(1)	営 業 収 益 (B)	9,037	9,199	9,053	8,443	8,169	7,848	7,424	7,080	6,754	6,444	6,150	5,870	
		ア 料 金 収 入	9,002	8,800	8,533	7,866	7,611	7,230	6,869	6,525	6,199	5,889	5,595	5,315	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	35	399	520	577	558	618	555	555	555	555	555	555	
	(2)	営 業 外 収 益	17,001	22,802	20,514	21,621	21,458	22,629	22,153	22,497	22,822	22,347	21,166	18,484	
		ア 他 会 計 繰 入 金	17,001	22,802	20,514	21,621	21,458	22,629	22,153	22,497	22,822	22,347	21,166	18,484	
		イ そ の 他													
	収益的 支 出	2	総 費 用 (D)	13,969	19,001	15,730	15,863	15,603	16,069	14,773	14,365	13,945	13,521	13,121	12,771
		(1)	営 業 費 用	9,188	14,562	11,644	12,140	12,254	13,104	12,204	12,204	12,204	12,204	12,204	12,204
			ア 職 員 給 与 費												
			ウ ち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	9,188	14,562	11,644	12,140	12,254	13,104	12,204	12,204	12,204	12,204	12,204	12,204
		(2)	営 業 外 費 用	4,781	4,439	4,086	3,723	3,349	2,965	2,569	2,161	1,741	1,317	917	567
			ア 支 払 利 息	4,781	4,439	4,086	3,723	3,349	2,965	2,569	2,161	1,741	1,317	917	567
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他													
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12,069	13,000	13,837	14,201	14,024	14,408	14,804	15,212	15,631	15,270	14,195	11,583	
資本的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)													
	(1)	地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金													
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6)	工 事 負 担 金													
	(7)	そ の 他													
	資本的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	12,591	12,934	13,287	13,651	14,024	14,408	14,804	15,212	15,631	15,270	14,195	11,583
		(1)	建 設 改 良 費												
			ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	12,591	12,934	13,287	13,651	14,024	14,408	14,804	15,212	15,631	15,270	14,195	11,583
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 12,591	△ 12,934	△ 13,287	△ 13,651	△ 14,024	△ 14,408	△ 14,804	△ 15,212	△ 15,631	△ 15,270	△ 14,195	△ 11,583		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		26年度	27年度	28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)	(決算見込)									
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 522	66	550	550								
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	1,476	954	1,020	1,570								
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	954	1,020	1,570	2,120								
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実 質 収 支														
(N)-(O)														
赤字														
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			98	100	102	102	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)														
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)			9,037	9,199	9,053	8,443	8,169	7,848	7,424	7,080	6,754	6,444	6,150	5,870
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)														
他会計借入金残高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)			172,535	159,601	146,314	132,664	118,640	104,232	89,427	74,216	58,584	43,314	29,120	17,537

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		26年度	27年度	28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)									
収益的収支分			17,001	22,802	20,514	21,621	21,458	22,629	22,153	22,497	22,822	22,347	21,166	18,484
うち基準内繰入金			17,001	22,802	20,514	21,621	21,458	22,629	22,153	22,497	22,822	22,347	21,166	18,484
うち基準外繰入金														
資本的収支分														
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合 計			17,001	22,802	20,514	21,621	21,458	22,629	22,153	22,497	22,822	22,347	21,166	18,484

経営比較分析表

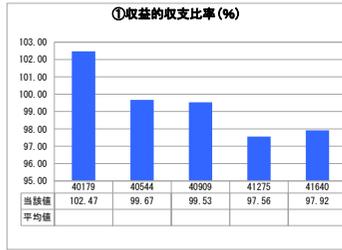
長野県 御代田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ² 当たり家産利息(円)
-	該当数値なし	3.36	99.42	4,536

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,455	58.79	262.88
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
519	0.17	3,052.94

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



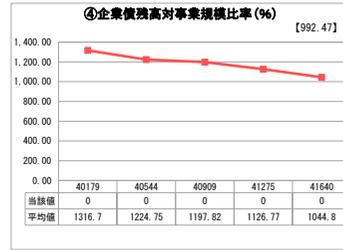
「単年度の収支」



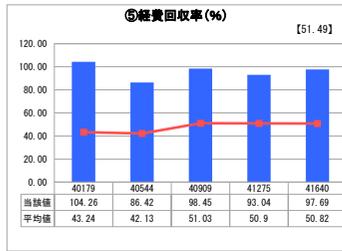
「累積欠損」



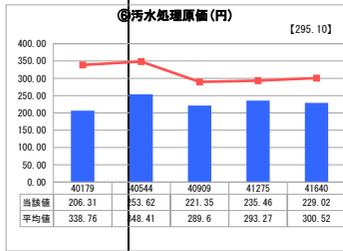
「支払能力」



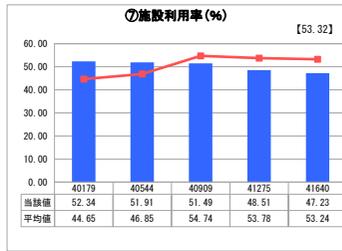
「債務残高」



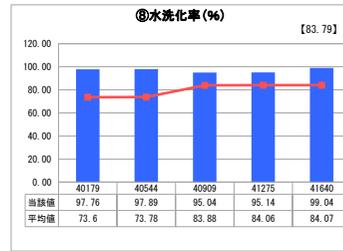
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

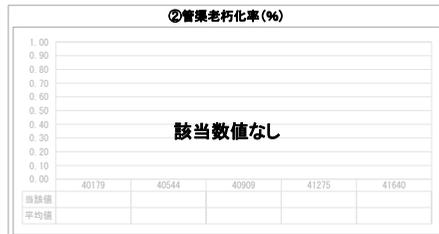


「使用料対象の捕捉」

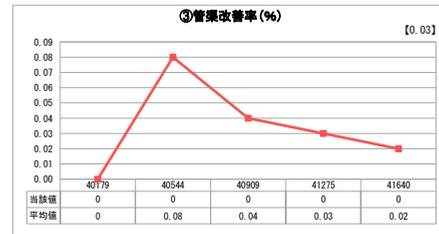
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 収益的収支比率
一時100%を超える数値でしたが、減少傾向であり、現在は90%台になっています。今後、地方債の償還が進むことで改善が見込まれます。

② 累積欠損比率
企業債償還高対事業規模比率
企業債の償還金を一般会計からの繰入金ですべて賄っているため、数値は0となっています。

③ 経費回収率
経年比較、類似団体の平均値との比較でも、高い水準で推移してきました。

④ 汚水処理原価
類似団体の平均値より低い水準であり、処理コストが抑えられていると考えられますが、経年比較では変動があるため、今後、維持管理費を抑制していく必要があります。

⑤ 施設利用率
流入汚水量の減少に伴い、施設利用率は年々減少傾向にあります。

⑥ 水洗化率
水洗化率(接続率)は100%に近い高水準を維持しています。

2. 老朽化の状況について

農業集落排水施設については、供用開始から19年以上が経過していますが、定期的な点検作業と状況に応じた修繕を実施することで施設の延命化を図っています。今後も計画的に改築更新を実施していく必要があります。

全体総括

農業集落排水事業を今後継続的に実施するためには、維持管理費の削減、改築更新の計画的な実施による支出の平準化、適正な料金設定など総合的に取り組み、経営の健全化・効率化を目指す必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。